

議案第 15 号

大野市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則案

令和 7 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

令和 6 年度児童手当制度改正に伴い、定義に関する規定等を改正するため

大野市教育委員会規則第 号

大野市児童手当事務処理規則（令和3年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、法に基づく<u>児童手当</u>の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>規則</u> 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）</p> <p>(3) 受給者 <u>児童手当</u>の支給を受けている者</p> <p><u>(記録・管理すべき情報)</u></p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、法に基づく<u>児童手当等（児童手当及び法附則第2条第1項の給付をいう。以下同じ。）</u>の支給等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>省令</u> 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）</p> <p>(3) 受給者 <u>児童手当等</u>の支給を受けている者</p> <p><u>(備え付けるべき帳簿等)</u></p> <p>第3条 (略)</p>

(父母指定者指定届の処理等)

第4条 教育委員会は、規則第1条の3による届出があったときは、届出者に対して父母指定者指定届受領証を交付する。

(一般受給資格者に係る認定請求書の処理)

第5条 教育委員会は、規則第1条の4第1項の認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には認定通知書(様式第1号)により、受給資格がないものと認めた場合には認定請求却下通知書(様式第2号)により、当該請求者に通知するものとする。

(施設等受給者に係る認定請求書の処理)

第6条 教育委員会は、規則第1条の4第3項の認定請求書(施設等受給資格者用)の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には認定通知書(様式第1号)により、受給資格がないと認めた場合には(様式第2号)により、当該請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定認定請求

(父母指定者指定届の処理等)

第4条 教育委員会は、省令第1条の3による届出があったときは、届出者に対して父母指定者指定届受領証を交付する。

(認定請求書の処理)

第5条 教育委員会は、省令第1条の4第1項の認定請求書又は同条第3項の認定請求書(施設等受給資格者用)(以下「認定請求書」という。)の提出を受けたときは、その内容を審査し、受給資格があると認めた場合には(児童手当・特例給付)認定通知書(様式第1号)により、受給資格がないものと認めた場合には(児童手当・特例給付)認定請求却下通知書(様式第2号)により、当該請求者に通知するものとする。

(額改定認定請求書の処理)

書の処理)

第7条 教育委員会は、規則第2条第1項の額改定認定請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給額を改定すべきと認めた場合には額改定通知書(様式第3号)により、支給額を改定しないと認めた場合には改定請求却下通知書(様式第4号)により、当該請求者に通知するものとする。

(一般受給者に係る額改定届の処理)

第8条 教育委員会は、規則第3条第1項の額改定届の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には額改定通知書(様式第3号)により、当該届出者に通知し、届出に係る事実がないと認めた場合は当該届書を届出者に返送するものとする。

第6条 教育委員会は、省令第2条第1項の額改定認定請求書又は同条第3項の額改定認定請求書(施設等受給者用)(以下「増額改定請求書」と総称する。)の提出を受けたときは、その内容を審査し、手当額を改定すべきと認めた場合には(児童手当・特例給付)額改定通知書(様式第3号。以下「額改定通知書」という。)により、手当額を改定しないものと認めた場合には(児童手当・特例給付)改定請求却下通知書(様式第4号)により、当該請求者に通知するものとする。

(額改定届の処理及び職権に基づく額改定の処理)

第7条 教育委員会は、省令第3条第1項の額改定届又は同条第2項の額改定届(施設等受給者用)(以下「減額改定届」という。)の提出を受けたときは、その内容を審査し、届出に係る事実があると認めた場合には、額改定通知書により当該届出者に通知し、届出に係る事実がないものと認めた場合は当該届書を当該届出者に返送するものとする。

2 教育委員会は、減額改定届の提出がない場合であっても、公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)によって手当額を減額すべき

ものと確認したときは、職権に基づいてその額を改定し、額改定通知書により当該受給者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定認定請求書の処理)

第 9 条 教育委員会は、規則第 2 条第 3 項の額改定認定請求書（施設等受給者用）の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給額を改定すべきと認めた場合には額改定通知書（様式第 3 号）により、支給額を改定しないと認めた場合には改定請求却下通知書（様式第 4 号）により、請求者に通知するものとする。

(施設等受給資格者に係る額改定届の処理)

第 10 条 教育委員会は、規則第 3 条第 2 項の額改定届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により届出に係る事実があると認めた場合には額改定通知書（様式第 3 号）により当該届出者に通知し、届出に係る事実がものと認めた場合は当該届書を届出者に返送するものとする。

(職権による額改定の処理)

第 11 条 教育委員会は、規則第 3 条第 1 項の額改定届又は同条第 2 項の額改定届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、公簿等（マ

イナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって支給額を減額すべきものと確認したときは、職権によりその額を改定し、額改定通知書（様式第3号）により、当該一般受給者又は施設等受給者に通知するものとする。

（一般受給資格者に係る現況届の処理）

第12条 教育委員会は、規則第4条第1項の現況届の提出を受けたとき、又は同条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書の記載事項又は公簿等により確認した情報等をもって児童手当の認定を取り消し、支給事由消滅通知書（様式第5号）により、当該現況届の提出をした者又は当該現況届の提出を省略させた者に通知するものとする。

（施設等受給者に係る現況届の処理）

（一般受給資格者に係る現況届の処理）

第8条 教育委員会は、省令第4条第1項及び第4項の現況届の提出を受けたとき、又は同令第4条第3項の規定により現況届の提出を省略させたときは、その内容を当該届書の記載事項又は公募等（マイナンバー制度による情報連携含む。）により確認した情報等により審査し、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条第1項又は第2項の規定により認定の請求があったものとみなされる場合に該当すると認められた場合には（児童手当・特例給付）認定通知書により、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって当該手当の認定を取り消し、（児童手当・特例給付）支給事由消滅通知書（様式第5号）により、当該届出者に通知するものとする。

第 1 3 条 教育委員会は、規則第 4 条第 3 項の現況届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、当該届書の記載事項等により審査し、支給事由が消滅したものと確認した場合には、当該届書をもって児童手当の認定を取り消し、支給事由消滅通知書（様式第 5 号）により、当該届出者に通知するものとする。

（支給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅）

第 1 4 条 教育委員会は、規則第 7 条第 1 項の支給事由消滅届又は同条第 2 項の支給事由消滅届（施設等受給者用）の提出を受けたときは、支給事由消滅通知書（様式第 5 号）により、当該届出者に通知するものとする。

2 教育委員会は、規則第 7 条第 1 項の支給事由消滅届又は同条第 2 項の支給事由消滅届（施設等受給者用）の提出がない場合においても、受給者のうちに公簿等により支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により児童手当の認定を取り消し、支給事由消滅通知書（様式第 5 号）により、当該受給者に通知するものとする。

3 教育委員会は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 2 4

（支給事由消滅届の処理及び職権に基づく消滅）

第 9 条 教育委員会は、省令第 7 条第 1 項の支給事由消滅届又は同条第 2 項の支給事由消滅届（施設等受給者用）（以下「支給事由消滅届」と総称する。）の提出を受けたときは、（児童手当・特例給付）支給事由消滅通知書により、当該届出者に通知するものとする。

2 教育委員会は、支給事由消滅届の提出がない場合であっても、公簿等によって支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて当該手当の認定を取り消し、（児童手当・特例給付）支給事由消滅通知書により、当該受給者に通知するものとする。

3 教育委員会は、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 2 4

条の規定による転出届の届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による付記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

（未支払請求書の処理）

第15条 市長は、規則第9条第1項の未支払児童手当請求書又は同条第2項の未支払児童手当請求書（施設等受給者用）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 当該請求書の記載事項等により審査し、未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、未支払児童手当支給決定通知書（様式第6号）により、当該請求者に通知するものとする。

(2) 当該請求書の記載事項等を審査し、請求を却下するものと認めた場合には、未支払児童手当請求却下通知書（様式第7号）により、当該請求者に通知するものとする。

（寄附に係る事務処理）

条の規定による転出届の届出があったとき（その届出に係る書面に同法第29条の2の規定による附記がなされたときに限る。）は、前項の規定の例により処理するものとする。

（未支払請求書の処理）

第10条 市長は、省令第9条第1項の未支払児童手当等請求書又は同条第2項の未支払児童手当等請求書（施設等受給者用）（以下「未支払請求書」という。）の提出を受けたときは、その内容を審査し、未支払の児童手当等を支給するものと決定したとき、又は請求を却下するものと認めた場合に、未支払（児童手当・特例給付・支給決定・請求却下）通知書（様式第6号）により、当該請求者に通知するものとする。

（寄附に係る事務処理）

第 1 6 条 児童手当の請求者又は受給

者（以下「請求者等」という。）からの法第 2 0 条の規定による寄附の申出は、支払期月毎の前月 2 0 日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として寄附がされるものとする。

2 規則第 1 2 条の 9 に定める申出書

が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に請求者等に支給される児童手当の額（法第 2 1 条又は第 2 2 条の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額）のうち、当該申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 前項に定める寄附が行われたとき

は、市長は、児童手当に係る寄附受領証明書（様式第 8 号）を請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後

第 1 1 条 認定請求書、増額改定請求

書若しくは未支払請求書を提出した者又は受給者（以下「請求者等」という。）からの法第 2 0 条第 1 項の規定による寄附の申出は、支払期月毎の前月 2 0 日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として寄附されるものとする。

2 省令第 1 2 条の 9 に定める申出書

（以下この条において「申出書」という。）が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に請求者等に支給される児童手当等の額（法第 2 1 条第 1 項及び第 2 項又は第 2 2 条第 1 項の規定に基づく徴収等がある場合は、当該徴収等される額を控除した額）のうち、申出書に記載された寄附の金額に相当する額を、市長が請求者等に代わって受領し、これを寄附するものとする。

3 市長は、前項に定める寄附が行われたときは、（児童手当・特例給付）に係る寄附受領証明書（様式第 7 号）を当該請求者等に送付するものとする。

4 請求者等が、寄附の内容を変更し、又は寄附を撤回しようとする場合の申出は、寄附が受領される前に行われるものとし、当該申出日以後

に支払われるべき児童手当を対象とする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第17条 請求者等からの法第21条

第1項又は第2項の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月20日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 規則第12条の10に定める申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に支給される児童手当の額(法第20条第1項の規定に基づく寄附金額又は法第22条第1項の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この条において同じ。)のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、当該請求者等に対しては、児童手当の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 市長は、前項に定める徴収等を行ったときは、児童手当に係る学校給

に支払われるべき児童手当等を対象とする。

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

第12条 請求者等からの法第21条

第1項又は第2項の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月20日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。

2 省令第12条の10に定める申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に支給される児童手当等の額(法第20条第1項の規定に基づく寄附金額又は法第22条第1項の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この条において同じ。)のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、当該請求者等に対しては、児童手当等の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。

3 市長は、前項に定める徴収等を行ったときは、(児童手当・特例給付

食費等の徴収（支払）に係る通知書（様式第9号）を請求者等に送付するものとする。

- 4 請求者等が、申出書の内容を変更し、又は申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当を対象とする。

（児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理）

第18条 市長は、法第22条第1項の規定に基づき、児童手当から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、保育料特別徴収通知書（様式第10号）により、特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。

- 2 前項により通知した特別徴収の額に変更が生じたときは、特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。

- 3 特別徴収の額は、支払期毎に支給される児童手当の額（法第20条第1項の規定に基づく寄附金額又は法第21条第1項及び第2項の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対

）に係る学校給食費等の徴収（支払）に係る通知書（様式第8号）を請求者等に送付するものとする。

- 4 請求者等が、申出書の内容を変更し、又は申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

（児童手当等からの保育料の特別徴収に係る事務処理）

第13条 市長は、法第22条第1項の規定に基づき、児童手当等から保育料を徴収（以下「特別徴収」という。）するときは、保育料特別徴収通知書（様式第9号）により、特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。

- 2 前項により通知した特別徴収の額に変更が生じたときは、特別徴収通知書を改めて作成し、特別徴収の対象者にあらかじめ送付するものとする。

- 3 特別徴収の額は、支払期毎に支給される児童手当等の額（法第20条第1項の規定に基づく寄附金額又は法第21条第1項及び第2項の規定に基づき徴収等される額がある場合は、それらの額を控除した額。以下この条において同じ。）から徴収するものとし、特別徴収の対象者に対

しては、児童手当の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(支払)

第19条 児童手当の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 児童手当の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難しいと認める受給者については、この限りでない。

3 市長は、前項ただし書きの規定により口座振替の方法以外の方法により児童手当の支払を行う場合には、様式第11号の1から様式第11号の4までのいずれかによる児童手当支払通知書により受給者に通知するものとする。

(支払の一時差止等)

第20条 教育委員会は、法第10条

しては、児童手当等の額から当該特別徴収の額を控除した額を支払うものとする。

(支払)

第14条 児童手当等の支払日は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。

2 児童手当等の支払は、受給者の申請に基づく金融機関の口座へ、市が指定する金融機関を通じ、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が当該支払方法により難しいと認める受給者については、この限りでない。

(支払の一時差止等)

第15条 教育委員会は、法第10条

の規定により児童手当の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき、又は法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めることとしたときは、児童手当支払差止通知書（様式第12号）により受給者に通知するものとする。

（処分の取消し）

第21条 教育委員会は、児童手当の支給についての認定、児童手当の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあつたときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に新たな処分を行うものとし、当該取消しは、文書をもって請求者等に通知するものとする。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

の規定により児童手当等の額の全部若しくは一部を支給しないこととしたとき、又は法第11条の規定により児童手当等の支払を一時差し止めることとしたときは、（児童手当・特例給付）支払差止通知書（様式第10号）により受給者に通知するものとする。

（処分の取消し）

第16条 教育委員会は、児童手当等の支給についての認定、児童手当等の額の改定、支払の一時差止めその他の処分に関し、誤りがあつたときは、速やかにその処分を取り消すとともに、適切に新たな処分を行うものとし、当該取消しは、文書をもって請求者等に通知するものとする。

（委任）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1号から様式第12号を別紙のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

様

大野市教育委員会

児童手当 認定通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大野市を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認 定 に 関 す る 事 項				
1. 支給対象児童数 ならびに手当月額	3歳未満	第1子・第2子	人 円	第3子 人 円
	3歳～小学校修了前	第1子・第2子	人 円	第3子 人 円
	中学生	第1子・第2子	人 円	第3子 人 円
	中学校修了後 18歳到達後の年度末前	第1子・第2子	人 円	第3子 人 円
	【合計】		人 円	人 円
2. 区分				
3. 支給開始年月	年 月 から			
4. 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()				
備考				

様

大野市教育委員会

児童手当 認定請求却下通知書

年 月 日付で請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に 福井県 知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に 大野市 を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）提起することができます。

記

認 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

様

大野市教育委員会

児童手当 額改定通知書

児童手当の額の改定については、請求・届出により次のとおり改定しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大野市を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項					
1. 改定後の支給対象 児童数ならびに 改定後の手当月額	3歳未満	第1子・第2子	人 円	第3子	人 円
	3歳～小学校修了前	第1子・第2子	人 円	第3子	人 円
	中学生	第1子・第2子	人 円	第3子	人 円
	中学校修了後 18歳到達後の年度末前	第1子・第2子	人 円	第3子	人 円
	【合計】		人		円
2. 区分					
3. 改定年月	年 月 から				
4. 改定（増・減額）の理由（	）				
備考					

様

大野市教育委員会

児童手当 改定請求却下通知書

児童手当の額の改定については、請求・届出により次のとおり却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に 福井県 知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に 大野市 を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）提起することができます。

記

額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項	
却下した理由 ()	
備考	

様

大野市教育委員会

児童手当 支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に 福井県 知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)はこの通知を受けた日(上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に 大野市 を被告として(訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。)提起することができます。

記

1. 消滅した日 年 月 日

2. 消滅の理由 ()

備考

様

大野市長

未支払児童手当支給決定通知書

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に 福井県 知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に 大野市 を被告として（訴訟において市を代表する者は大野市長となります。）提起することができます。

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

様

大野市長

未支払児童手当請求却下通知書

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、次のとおり請求を却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に 福井県 知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に 大野市 を被告として（訴訟において市を代表する者は大野市長となります。）提起することができます。

記

支 払 の 内 容	支払期間	
	支払金額	円
	支払年月日	
	支払方法	
却下の理由		

児童手当に係る寄附受領証明書

住所(法人の主たる事務所の所在地)

氏名(法人名等)

金 円也

児童手当法第8条第4項の規定に基づき、 年 月 日に支払われた児童手当等のうち、上記の額を、同法第20条第1項の規定に基づく寄附額として受領したことを証明します。

年 月 日

大野市長

※本受領証明書は確定申告の際、税金の控除に必要な書類となりますので、大切に保管してください。

注1) 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本受領証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者の方、給与所得者で年末調整を受けた方、又は年金を受給されている方で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、本受領証明書の証明年月日の翌年1月1日現在お住まいの市区町村へ本受領証明書を添付して申告をしてください。

様

大野市長

児童手当に係る学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書

児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づく申出のあった費用について、下記のとおり、児童手当等から徴収する(支払う)ことといたしますので通知します。

記

1. 児童の氏名 _____

2. 徴収(支払)の内容

児童手当の支払期月	児童手当から徴収する (支払う)費用	徴収(支払)額
		円

第 年 月 日

様

大野市長

保育料特別徴収通知書

児童手当法第22条の規定により、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1. 対象児童

児童の氏名

2. 徴収内容

児童手当支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要
令和 年4月分	(円 月分保育料)	
令和 年6月分	(円 月分保育料)	
令和 年8月分	(円 月分保育料)	
令和 年10月分	(円 月分保育料)	
令和 年12月分	(円 月分保育料)	
令和 年2月分	(円 月分保育料)	

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、大野市長を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

大野市教育委員会

児童手当支払通知書

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。本人が来所できず代理人が受けとられるときは、委任状をあわせてご持参ください。

なお、児童手当法第 21 条第 1 項又は第 2 項に規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉法第 56 条第 2 項（同法第 51 条第 4 号又は第 5 号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第 56 条第 6 項若しくは第 7 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

記

1. 支払期間

令和 年 月分から
令和 年 月分まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

令和 年 月 日

時から

時まで

様式第11号の2（第19条関係）

第 年 月 日

施設等の名称
施設等の種類
施設等所在地又は里親等住所地
設置者等の氏名（法人名等） 様

大野市教育委員会

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支給については、次のとおり支払をしますので、この通知書をもって当所でお受けとりください。受給者以外の方が受けとれるときは、委任状をあわせてご持参ください。

記

1. 支払期間

令和 年 月分から
令和 年 月分まで

2. 支払金額

円

3. 支払日

令和 年 月 日

時から

時まで

様

大野市教育委員会

児童手当 支払通知書

児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項（同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。）若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第6項若しくは第7項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

記

支 払 の 内 容	支払期間	令和 年 月分から 令和 年 月分まで
	支払金額	円

施設等の名称
 施設等の種類
 施設等所在地又は里親等住所地
 設置者等の氏名（法人名等） 様

大野市教育委員会

児童手当 支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、次のとおり、預貯金等の口座に振り込みましたので通知します。

記

児童の氏名	生年月日	支払の内容			
		支払期間	令和 令和	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円		
		支払期間	令和 令和	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円		
		支払期間	令和 令和	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円		
		支払期間	令和 令和	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円		
		支払期間	令和 令和	年 年	月分から 月分まで
		支払金額	円		

合計 _____ 円

様

大野市教育委員会

児童手当 支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に 福井県 知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）はこの通知を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に 大野市 を被告として（訴訟において市を代表する者は教育委員会となります。）提起することができます。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	1. 算定の基礎となる児童数 人
		2. 手当月額 円
3. 支払差止額 円		
支払差止期間	年 月分 から 年 月分まで	

※ 支払差止額内の児童数ならびに金額については、現況届作成時点の状況で記載しております。